

個人住民税の特別徴収について

個人住民税はその名の通り個人が負担する税金で、前年中（前年の1月1日から12月31日まで）の所得に対して課され、その年の1月1日に住んでいた市区町村に納めます。

その納付方法には、普通徴収と特別徴収の2種類があり、前者は納税者自身が納め、後者は会社等の給与支払者が所定の税額を給与から天引きして納めるものです。

原則として、会社等の給与支払者は特別徴収をしなければならなかったものの、あまり徹底されていませんでしたが、平成29年度から徹底されるようになりました。

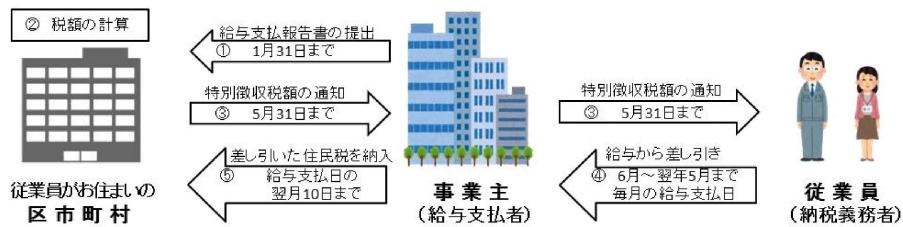
そこで今回は、特別徴収とそれにまつわる手続きについて説明したいと思います。



① 特別徴収の流れ

特別徴収の基本的な手続きの流れは下記の通りです。

- ① 1月31日までに、給与支払報告書を各市町村に提出
- ② 各市区町村が税額を計算
- ③ 5月31日までに、各市区町村から「特別徴収税額決定通知書」送付
- ④ 6月の給与から特別徴収開始
- ⑤ 特別徴収した翌月の10日までに納付



※（従業員の）所得の修正や控除内容の変更があった場合に、年度の途中で「特別徴収税額変更通知書」が届く場合があります。その際は、その通知に従って特別徴収する税額を変更してください。

② 納期の特例

原則として、特別徴収は毎月納付することになっていますが、給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の事業主に限り、**従業員が住んでいる市区町村に申請書を提出し承認を受けた場合には**、下記の通りに年2回の納付となります。

6月分から11月分 → 12月10日まで
12月分から5月分 → 6月10日まで

年の途中で承認を受けた場合には、各市区町村によって扱いが異なるようなので、確認が必要です。なお、**年2回の納付の場合も、徴収は毎月しなければなりません。**

③ 普通徴収から特別徴収への切替

従業員より普通徴収から特別徴収へ切替を希望する申し出があった場合、「特別徴収への切替申請書（市区町村により、名称等が異なる場合があります）」を提出すれば切替えることができます。

但し、申請時点で普通徴収の納期限が過ぎているものは特別徴収への切替ができませんので、その分については、従業員が自分で納めなければなりません。

また普通徴収の納期限が到来していないものについては、特別徴収への切替後に、従業員が自分で納めないよう注意が必要です。市区町村によっては、納期限が到来していない納入書の回収をお願いされる場合もあります。

④ 従業員が退職したり休職したとき

従業員が退職したり休職して給与の支払いを受けなくなった時には、必ず、**その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに、各市区町村に「異動届出書」を提出しなければなりません。**

特別徴収できなくなる税額については、退職等の時期によって扱いが異なります。

※ 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなる税額は、普通徴収に切替えることとなり、従業員が自分で納めることとなります。

なお、従業員から特別徴収の方法で徴収して欲しい旨の申し出があった時には、**退職金から未徴収分を一括で徴収**します。徴収しきれない部分については普通徴収になります。

※ 翌年1月1日から4月30日までに退職等した場合

特別徴収できなくなる税額は、本人の申し出がなかったとしても、**最後の給与や退職金から未徴収分を一括で徴収**します。徴収しきれない部分については普通徴収になります。

なお、住民税が非課税の従業員が退職等した場合も、「異動届出書」の提出が必要です。

提出がないと、本人が確定申告をする等で住民税額が変更になった場合、事業所宛に特別徴収税額変更通知が郵送されます。

また、新年度の給与支払報告書を特別徴収として提出後に退職した場合も「異動届出書」を提出してください。

⑤ 特別徴収税額が変更になったとき

毎月徴収する税額が変更になったとき、**既に納入書がある場合には、変更後の金額を記載した納入書は送られてこないので、金額を訂正して納めてください。**

⑥ 森林環境税および森林環境譲与税の創設

森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。現時点で期限は定められておりません。

森林環境税は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、1人年額1,000円を個人住民税の均等割と併せて徴収されます。

その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村に譲与されます。

なお、東日本大震災から復興の施策財源として、平成26年から市町村民税・都道府県民税それぞれに500円、計1,000円加算されていた復興特別税は、令和5年度で終了となりました。

⑦ 会社の経理担当者の事務負担

これまで前述したとおり、特別徴収は住民（従業員全員）の代わりに会社がまとめて納付することになるため、会社の経理担当者の事務負担は増えることになります。

しかしながら、現状よほどの理由がない限り、特別徴収によって住民税を納付する方法が一般的となりつつあります。

そのため、現在は普通徴収のところも、今後は特別徴収への切り替えが必要となってくることが予想されますので、特別徴収の一連の流れを今一度ご確認いただけたらと思います。